

第151回 滋賀県森林審議会

日 時：令和7年9月24日（水）

13:30～15:25

場 所：滋賀県農業教育情報センター

2階第3研修室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- ・琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間見直しの答申について
- ・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について
- ・その他

4 閉会

[13時30分 開会]

1 開会

○司会：本日の審議会は、定員数15名、出席委員13名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部技監：（審議会出席者へのお礼）

　　本日の審議会の議事は、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の中間見直しの答申について」「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について」の2件。

3 議事

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いする。

○議長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は2件。

- ・「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間見直しの答申について」
- ・「滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について」

　　事務局から説明をお願いする。

・琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間見直しの答申について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：50ページのウの右側に四角囲みで、県産材利用促進条例の関連を各ページに書いてあるが、11条の内容を教えてほしい。

○事務局：冊子85ページに県産材利用促進条例を掲載している。85ページ下段、第11条は、県産材の安定供給の促進、森林整備を行って木材安定供給をしていく条文が書かれている。

○委員：安定供給の促進という11条の趣旨と、①の「森林経営管理法に基づく」で市町とあるのは、経営管理法に基づいて市町が管理を代行するのか。安定供給に寄与する山とは考えられない。森林経営管理法に市町が一生懸命になれと。分収造林のときにも話

が出たが、利用できる材を生む森林には森林経営管理法は適応しない方向になると思う。こういう書き方をすると、市町がどう思うか気になる。

○事務局：森林経営管理法の中では、自ら手入れできない森林を市町に委託して行う中で、不採算林もあり、採算林もある。市町の事業で集積計画をつくることが想定されるので、木材生産をしないわけではなく、関連があるということで書いている。

○事務局：5ページに森林経営管理法の概要がポンチ絵で示されていて、今、説明したように、経営に適した森林も適さない森林も含めて市町で意向確認して、適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営を委託する。適さない森林については、市町が自ら管理という制度になり、制度自体については両方含まれる。

○委員：承知した。

○議長：意欲と能力のある事業体が生産することを書いてもいいと感じた。誤解のないように記述を調整してほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：60ページ、35行目⑦の女性参画は、森林組合も県の連合会も女性の理事がいて、「女性参画に向けて」というのは違和感がある。

正組合員は女性がほぼいない。山林も農地も、女性の所有者はほとんどいないのが現状で、学識経験者の枠の中で理事になっていただいている。定数の中で専務や常務を学識経験者の中から選ぶとすると、ほとんど枠がない。森林組合の場合は正組合員の中からなっていただくのは、ほぼ皆無に近いような状況で、指導・助言はいただきたいが、「参画に向けて取組を進める」というのは、既に行っていると言いたい。

○議長：この記述に関して事務局はどう捉えているか。

○事務局：滋賀県森林組合連合会と滋賀県森林組合では、既に女性の理事が1名ずつおられるのは承知している。文章の書きぶりについては今後、検討したいと思う。

○議長：記述だけを見ると、ゼロという感じもするので、誤解のないように。ただ、背景として、どうすれば女性やいろんな立場の方が森林の経営、あるいは森林そのものに関与いただけるかは、重要なポイントと思う。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：正会員は男性の方ばかりで、ある程度年配の方が多い。その中で、正会員を女性と言われても、確かにいない。組合自体も立ち上がってそんなに間がなく、なかなか難しい。

行政も含めていろんな意見で視野を広げて入れていけば、森林組合もまた新たな形で進んでいくのではと思う。

○議長：難しい問題だが、負担もある中で、どういう体制がいいのか、引き続き検討してほしい。アカデミーや人材育成でも何かアプローチができるかもしれないのに、これから先を見据えて取り組まないといけない問題だ。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：49ページの、公社林の書き方の②の「公社林の管理については県有林化の選択肢も含め県が主体となる前提で、実現可能な範囲で市町との連携を図るべき」。これは政策的には全くないわけではないが、あり方検討会では、県の責任を明確化する前提で、取りまとめの方向になっている。

書き方として、「公社林は県の責任を明確化するとともに、管理については県有林化の」ということで、責任は県にあることを正直にうたってほしい。

○議長：49ページの下の②について、あり方検討会のまとめの部分を正確に書いてほしいという意見だと思うが、あり方検討会として、どこまで明記をするかは、事務局で確認をして、必要なら、この後に取り上げてほしい。

様々な立場の方の参画も含めて意見があると思うが、「経営層への女性参画に向けて取組を進めます」という60ページの記述は、検討をして、修正の可能性がある。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：「女性を」と書くのは、もうよろしいのではないか。「男性は」というのはどこにも記述がないので。

○議長：意図としては、いろんな方に参画いただく。森林所有者、組合員が男性ばかりになっていること自体も問題と思う。長い期間かかるかもしれないが、そういう目で進めていくということが分かるように記述を検討してほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：36ページ、針広混交林の話で、前の審議会でも話題になったが、施業内容としては針広混交林化を目指すに当たって、「強度間伐など自然の遷移に委ねる」となっている。この点については、皆さん御存じのとおり、シカ対策の個体数管理がきちんとできるかどうかにかかっているところがあり、施業内容のところに、シカに対する対策が書いてあるといいと感じる。

64ページの災害に強い森林づくりプロジェクトでは、シカの個体群管理という文言

が出てくるので、こちらではいいだろうという判断になったのかもしれないが、切るだけあとは何もしない施業という感じに読み取れてしまう。

○事務局：シカ対策がしっかりとできていないと広葉樹の侵入が難しくなっていくので、何らか分かるような記述を考えたい。

○委員：山で調査していると、シカのせいで全然成林していない、広葉樹が入っていないようなところばかりが目につくので、このまま強度間伐が進んでいくと、そういう場所がどんどん増えてしまうのではという懸念がある。よろしくお願ひしたい。

もう1点、61ページの林業の就業者数の目標値で、令和3年度が243人で、令和12年度が250人、7人増えることが目標になっているが、この数字は、68ページにある素材生産量の目標値、令和元年10万m³を令和12年には16万m³に増やすことを達成するために7人増えればいいという算出なのか、どういう根拠で書かれたのか教えてほしい。

○事務局：目標の250人は、ここ数年250人前後で推移しているところから、数字で計画したもので、素材生産量に対してこれだけ要るという検討はできていない。

○委員：今後、成長産業化とか素材生産量を増やすのであれば、人数は増やしていくので、250人で推移しているから250人でいいという目標はちょっと弱いという気がする。実際、人手はどのくらい足りていないのか、目標値を達成するのにどれくらいまで回復させなければいけないかの試算をベースとして、目標を掲げてもらえると、ありがたい。

○議長：単純計算でいうと、労働生産性は1.6倍に上げる必要があり、再造林を考えると、さらに人が必要になる。整合性のあるように、今後、検討を進めていただきたい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：22ページ、評価の下層植生衰退度について、目標は達成していない。3以上の割合が現在20%程度。衰退したところを回復させるのも大事だが、現在衰退していないところが悪化しないようにするのも重要な視点で、調査した時点で3以上の割合だけではなく、変化率についても追ってほしい。

○事務局：下層植生衰退度調査は5年ごとに調査しているので、御指摘のあった変化率について、何らか示せるような形にしていきたい。

○議長：実際は同じところで測られているデータがあり、算出はできると思う。指標としてというよりも数字もチェックすることが重要だという指摘で、今後、この指標だけに

振り回されるのではなく、この周辺のこともしっかり見てほしいと思う。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：41、42ページについて質問がある。素材生産量が10年後の目標で16.5万m³、県内の大型工場を検討する目標になっている。これを見ていると、本当に人が足りるのかと感じる。これだけ大がかりになると人材育成が重要だと感じる。アカデミーなどで人材募集をしているが、全ての方が森林施業に関わるわけではないし、先ほど女性という話も出ていたが、外国人が林業に就業できるような環境や社会づくりは重要だと感じる。

42ページの表で、木材流通センターが主になって原木ストック機能も増えるのは本当に理想だと思う。手頃に木材を購入できないし、乾いている広葉樹の適当なものがない。「しがモック」もできたが、玩具はスギ・ヒノキだけではないので、広葉樹にも目を向けてほしい。高級な家具など長く使ってもらえる木材に付加価値の付いた商品を、皆さんに木のよさを知ってもらうところに重点を置かれているのであれば、全体を見てほしい。

「しがモック」は人気で、子どもだけではなく大人も一緒に木のよさを感じる施設ができたと思う。木材を普及するという発信の場を目的にすると、以前聞いたので、今、どのような動きがあるのか、教えてほしい。

○事務局：素材生産量の目標16万5,000m³に対しての林業就業者数は、女性、外国人、それからシニア等々、いろんな視点で考えたい。どこも人手不足の中で、いかに林業の現場に来てもらうかは、重要な問題で、施策の中でもう一歩踏み込むことができないかを検討している。多様な人材に参画してもらう視点は、事業者とも話をしながら続けていきたい。

「しがモック」が人材育成にどうつながっていくか、「しがモック」の「木でつないでいく」という比較的年齢層の低い方向けでの取組を横展開していく。

○委員：発信は大事なことだと思う。

○議長：少子・高齢化の中で人材をどう確保するのかは、目標の一つでもある給与の話にも関連してくる。この中期計画だけでは全然足らないと思うので、ぜひ今後とも議論を深めてほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：できるものは期限を切って目標を達成してほしい。高性能林業機械においても、

3年後には絶対これだけしますという目標を決めないと。漠然といろんなものがあるが、検討してほしい。

これから神社・仏閣の保全という立場で、スギやヒノキだけでなくケヤキやサクラも将来のために植えなければと思う。その点を計画の中に盛り込んでもらえると、将来的にいいと思う。

○議長：期限を切ってというのは重要な指摘で、計画というのは総花的になってしまふ部分があるので、メインでやるところを今後、検討してほしい。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：42ページの8行目の「県内大型工場立地に向けて」、とてもいいことが書かれているが、いろいろな問題が出てくると考える。素材生産量は10万m³が現状で、16万以上あれば何とか回るようなイメージに見えてしまう。主伐・再造林に素材生産量をどう増加させるかを考えると、事業体が県内にそれだけ貢えるのか、事業体が育つのか。人材の問題も、実際の労働力がここまで増やせるのか、事業体を増やせるのか。場合によつては、他県から事業体を呼んでくるのか。そのあたりがよく分からないので、教えてほしい。

ほとんどの材が他県へどんどん流れているのが現状と思うが、とてももったいない。早めに県内で大型規模の製材工場を建てて、生産量と製造過程がスムーズに流れる、県産材全てを収めるような形ができるることを望んでいる。事業体の件について、何か教えてほしい。

○事務局：将来の素材生産量16万5,000m³に対する人の手当は、実際のところ、まだ十分な検討が行われていない状況で、今後5年間で検討していきたいと考えている。

○議長：人の問題と同じで、事業体自体の深い問題になってくる。これから議論を深めてほしい。

今回が最後の議論で、本日の意見を踏まえて答申案の修正をして、その最終的な文言については、会長として私が責任を持って取りまとめる。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：36ページの「森林整備による効果」に、分析結果に基づくグラフが記載されているが、とても見づらいので拡大してPRするといいと思う。

○事務局：適切なグラフがあれば、検討したい。

○議長：それでは、いただいた委員の意見をできる限り汲み取る形で修正をして答申をし

たいと思う。非常に多くの意見、活発な議論をしていただいた。

・滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況について

○事務局：＜資料に基づき説明を行う＞

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：山主が納得するのが第一と思う。5年から10年の間で、山主の年齢を考えると、高齢で、代が替わることもある。解散するのであれば一日でも早く、理解をいただくよう。

○議長：分収造林自体をやめることについて、この論点1については、あり方で検討した結果を審議会としても認めるという方向でよいか。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：一歩進んできたが、市町の協力がないとできないと思う。責任は県が持つてほしい。市町の専門職が全然いないことも考慮して、市町を巻き込んで進めてほしい。市町もかなり厳しいと思うので、経費を少し見るとか、そういう方向で検討してほしい。

○委員：論点2の不採算林については、あり方検討会で意見が割れている。それについて審議して、どのような答申になるのか、どのような審議をすればいいのか聞きたい。

○事務局：あり方検討会では、当初、意見は割れていたが、第5回の検討を経て、基本的には県が主体的に、県の責任下でもって県有林化などの公的管理を進めるという結論になったと認識をしている。

森林審議会としては、県で管理していく、県有林化も含めて県で公的管理をしていく方針についてどう思うか、意見をいただきたい。

県だけでは難しい。市町には職員がいない中で人的な交流はなかなか難しいけれども、ほかの連携も含めてもう少し考えればどうかという意見があった。そういう視点で、もし県単独で管理していくことについて何か意見があればと考える。

○委員：その方向で賛同するが、先ほど意見があったように、それができるのかということです。この資料だけでは我々には判断がつかないところもあって、意見が出にくく感じた。

あり方検討会での取りまとめ結果のように、県が責任を持って今後の管理をしていくという立場で提案をされていることであれば、その結果については賛同する。

○議長：実際にできるかどうかは重要なポイントで、例えば県有林化は、寄付してもらう

とか買い取るとかいろんな方法があると思うが、あり方のほうで具体的な意見はあったか。

○事務局：公的管理を実現していくための手法については、具体的には議論がなかったと思うが、もし仮に県有林化になれば、所有者と合意をした上で所有権をいただくことになるので、買い取るのか、もしくは寄付をしていただくのか、そういう手法が主になると考える。

○委員：寄付でもいいという所有者もたくさんいる。まずは寄付してもらうという方向でいいと思う。

○議長：基本的には寄付が現実的で、危険箇所で放置されているようなところは買い取るのが、具体的な議論と思う。

債権放棄してさらに買い取るのは、県民には負担がかかるが、山が荒れ果てていくことを防ぐためには必要だというのが、あり方での議論と思う。

基本的な方針としてはその方向でよろしいか。

○委員：今の方向性でよいと思うが、県有林化のほかに、県営林化、つまり所有権は残したまま県営林とするという手法を使って、県が責任を持って主体的にやる方向は担保できると考える。

○議長：県営林化というのは、一つの手法としてほかの県でもみられる。いろんな手法がある中で、あくまで県が考えるという理解と思う。そういう方向で、よろしいか。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：県会議員はどうなのか。債務の金額が大きいので、その辺を聞きたい。

○事務局：一旦審議の場はここに戻ってきてるので、審議会としての評価をいただいた上で答申として取りまとめたい。

その後は、県のほうに検討が戻ってくる。検討会の取りまとめ結果も、審議会からの諮問も、一つの意見ととらまえて、県としてどうしていくのかを考える。

○議長： 委員からの質問、意見を求める。

○委員：基本的に分収造林契約を解除して、兵庫県、滋賀県の債務も放棄してもらう。それで公社は存続しているというのは、誰も許してくれないとと思う。論点1と3を考えると、解散しないと理屈が立たない。

論点2にも関係すると思うが、今後、市町と連携すると言っても市町には技術者はどこの市町にもいないという現状で、管理は公社でしている。それを県有林にしようが県

営林にしようが同じ形、レベルは変わっても管理はしないといけないので、これからの管理方法、管理主体をどうしていくか、そういう話になる。

○委員：所有者や滋賀県、兵庫県の立場で考えると、けじめとして、解散しなければいけない。

弁護士委員からも指摘がありましたが、債権放棄を求めていくのであれば、解散なり消滅ということが前提でなければ法的にも処理が難しくなる。債務が消滅しないで残る前提での放棄は困ると、兵庫県に言われた場合は、破産の手続を法的に取らなければならぬ。破産するとなると、非常に影響も大きく、公的なところが破産ということになれば滋賀県等の立場もあり、穩便に解散のほうに任意で持っていく、責任を取る形が妥当と思う。この結論でやむを得ないと思う。

○議長：委員の皆様、よろしいか。あり方検討会の取りまとめを踏襲するという形でまとめるみたいと思う。

委員からの質問、意見を求める。

○委員：解散するのが望ましいのは賛同する。その上で、今後の公社林はどのように管理していくか、特に不採算林は公益的機能を担うところにシフトするので、県が主体となり責任を持って管理するような体制づくりを、一から構築していくほうがいいと思う。

○議長：委員からの質問、意見を求める。

○委員：あり方検討会で出した結論は、これから森林の未来にとって非常に大事な方向性が出せた、いい結論が出せたと思う。これから不採算林を中心にして森林の公益的機能を考えると、小さな単位での市町、しかも人的・財政的に難しいところが主体を担うこととは不可能。広い観点に立って、人的・財政的に対応が可能であり、かつ下流の自治体に対する責任等も考えると、県が主体的になって全体を見渡しての森林政策を開拓していくことが重要。市町がどれだけ協力できるかという観点はあるが、その論点も結論としては県に戻しているので、まず責任を県が取って、かつ広い範囲から森林政策を開拓していく。それが住民にとって一番いい結論で、下流の自治体に対する責任の取り方にとっても非常によいと思う。

○議長：この形で答申として、審議会の意見を踏まえて、評価の総括とさせていただく。

○事務局：公社林をどうするかをあり方で検討していただき、一定方向性をいただいた。

滋賀県の森林は公社林だけではなく、公社林は滋賀県の1割で、ほかの9割は公社以外の森林となる。これをきっかけに滋賀県の水源林をどうしていくか、どう管理していく

か、公益的機能をどう果たしていくかをしっかり議論しながら、市町とも協力して滋賀県の水源林を保全管理していきたいと思う。

○議長：本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第151回森林審議会を終了する。

[15時25分 閉会]